

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

1. 県内の交通サービスの確保と利便性向上

公共交通における取組

公共交通を社会インフラの一つとして位置付け、通勤・通学、買い物、通院、観光等に係る様々な移動ニーズに応じた「交通サービス」の実現に向けた取組

本県では、人口減少や少子高齢化の進行のほか、就業の態様を含む県民のライフスタイルの変化、インバウンド需要を含む観光客の増加などを受け、自家用車に過度に依存しない公共交通体系を構築することが重要であることから、公共交通における以下の取組を進めています。

奈良県公共交通に関する基本計画

公共交通に関する施策を総合的かつ計画的にするため、「奈良県公共交通基本計画」を平成28年3月に策定しました。県内公共交通の現状や課題、現計画に基づく取組の成果・効果検証、コロナ禍の影響・対応等を踏まえ、次の5年間の公共交通に関する基本の方針を定めるべく、令和4年3月に改定しました。



▲基本計画はこちら

基本理念

- ・地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るために、県民・来訪者の移動ニーズを支える
県内公共交通とその拠点を実現する
- ・地域がより主体的に公共交通を維持・充実する取組に参画する
- ・持続可能な社会・地域づくりに貢献する公共交通を構築する

推進施策

本計画の基本理念を実現するため、下記の4つの施策を推進します。

●県内公共交通の維持・充実に向けた取組

- ・地域がより主体的に公共交通の維持・充実を図る取組の強化
- ・地域の輸送資源や多様な輸送モードの活用



市内フィーダー交通
〔五條市コミュニティバス〕



大字陀南西部ボランティア有償バス
〔宇陀市〕

●公共交通に関わる空間の質向上

- ・地域の拠点としての駅・バス停等の質の向上
- ・誰もが使いやすい利用環境の整備



バス停の上屋整備
〔甘櫻丘〕（あまかしのおか）



案内用タブレット設置イメージ
〔道の駅宇陀路大宇陀〕

●多様な関係者による連携・協働

- ・「奈良モデル」に基づく、市町村・交通事業者・県民等との連携・協働
- ・公共交通を担う人材の確保・育成



地域の関係者による協議



市町村担当者向けの
勉強会等の開催

●時代の変革に対応した公共交通の構築

- ・デジタル技術の活用による移動手段の確保や利便性向上
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組の推進



三郷町の自動運転車両の実証実験



EVバス
〔環境省HPより〕

令和5年度事業内容

▶ 県内の公共交通の維持・充実に向けて取り組んでいきます。

TOPIC

- ・自動運転やMaaS[※]の導入を想定した交通サービスの実証実験等を実施

>実証実験候補地
(五條市、宇陀市、三郷町、田原本町、明日香村)

※Mobility as a Service
出発地から目的地まで複数の交通モードの経路検索・予約・決済を一体として提供するサービス



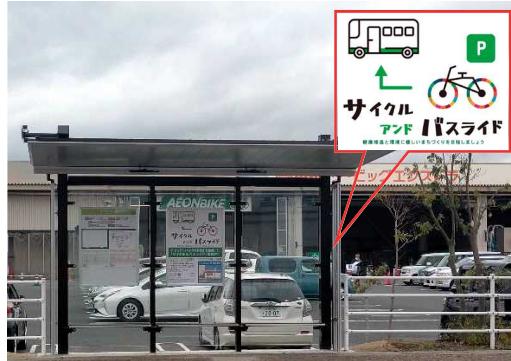
自動運転車両の実証実験

県内公共交通の維持・充実に向けた取組

- ・地域の多様な関係者が参画する「エリア公共交通検討会議」において、地域の公共交通全体の維持・充実について協議し、運営の改善や利用促進を実施
- ・南部・東部地域を中心とする広域路線バス等に対し補助
- ・公共交通サービスが観光・福祉など関係分野にもたらす効果(クロスセクター効果)につき、試算を踏まえた奈良県版算出ツールの作成
- ・地域住民や観光等の移動ニーズにきめ細かく対応する交通サービスの提供に向けた取組を支援



▲八木新宮特急バス 新系統「やまかぜ」
(奈良交通より)



▲バス停の改良とショッピングセンターの駐車場を活用したサイクルアンドバスライド (大安寺)



▲ユニバーサルデザインタクシー車両

バリアフリー化の一層の推進

- ・バス停の高機能化に併せ、地域の公共・商業施設と連携した利用促進策等の取組を支援
- ・バス利用を促進するため、サイクルアンドバスライドを支援

バリアフリー化の一層の推進

- ・ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入支援
- ・鉄道駅の段差解消等のバリアフリー化を支援

デジタル技術の活用によるサービス向上

- ・地図アプリ等でコミュニティバスの運行情報を経路検索できるよう、データを公開

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

2. 土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用の実現

地域経済とくらしを支える 土地の管理と利用を実現

人口減少や高齢化が進むとともに、空き地、空き家、耕作放棄地など、管理が十分に行き届かない土地が増加しています。一方で、さらなる活用が見込まれる土地の利用が低水準に留まっているという課題も顕在化しています。

このため、令和5年3月に「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」を制定しました。

条例に基づき、**土地の適正な管理 合理的な利用、より効果的な利用**を推進することにより、地域経済の持続的な発展と県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

●適正な管理

周辺住民の生命、身体、財産への危害の発生や、周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止

●合理的な利用

県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資するよう、土地の効用を持続的に発揮

●より効果的な利用

若者の雇用やにぎわいの創出等を通じて地域の持続的な発展を実現するため、土地の効用を更に発揮



御所 I C 周辺産業集積地形形成事業

都市計画の 方向性を定める

本県の都市づくりの将来像を示し、県土の持続的な土地利用を実現することを目的として、令和4年5月に「大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針－持続的な土地利用の方針－」を策定しました。従来より実現性があり、持続可能なまちづくりの計画を策定する仕組み（「ボトムアップ型のまちづくり」）へと転換を図っていくことを目指しています。

▶ 実現性があり持続可能なまちづくりの計画
を策定する仕組みへ転換

持続可能なまちづくり

実現性があり持続可能なまちづくり計画の策定



▲くわしくはこちら

ボトムアップ型のまちづくりのイメージ図

令和5年度事業内容

▶ 土地の管理と利用に関する施策を実施し、持続可能なまちづくりを推進します

TOPIC

1. ボトムアップ型のまちづくりを推進します

地域の関係者との議論により、地域課題を踏まえた目指すべき将来像を共有の上、土地の利用に関する計画を立案、実行する「ボトムアップ型のまちづくり」を推進します。

2. 都市計画の決定・変更を行います

県の都市計画の方針に基づき、市町村と協働して行うまちづくりに迅速に対応できるよう、的確かつ円滑に都市計画の決定・変更を行います。

3. 都市計画道路の見直しを行います

関係市町村と連携しながら、自動車の交通機能、歩行者等の交通機能及びまちづくりとの整合性の観点から、現在決定している都市計画道路の必要性を検証し、見直しを行います。

都市づくりの方向性

人口減少・高齢化の進展等、社会経済情勢の変化を踏まえ、次のような都市づくりを目指します。

① 特徴ある魅力を活かし風格と美しさを高める都市づくり

- ・都市機能の充実・強化
- ・中心市街地の活性化
- ・歴史・文化を生かした賑わい創出
- ・奈良らしい景観形成
- ・活力を育む公共空間づくり

④ 地域の活力を創造し育む都市づくり

- ・観光産業の育成
- ・新産業拠点の創出
- ・戦略的な企業立地の推進
- ・空き家対策の推進
- ・地域が自立する仕組みづくり

② ライフステージごとに元気に暮らすことができる都市づくり

- ・良質な居住環境の形成
- ・オールドニュータウンの再生
- ・健康まちづくりの推進
- ・公共交通ネットワークの維持・確保

⑤ 安心・安全な居住環境と強靭さを備えた都市づくり

- ・減災に重きを置いたインフラ整備
- ・事前復興まちづくりの推進
- ・地域で見守る高齢者福祉の取組
- ・交通弱者の移動手段の確保
- ・地域コミュニティの活性化

③ 持続的な発展を可能とする環境共生型の都市づくり

- ・農地の計画的な土地利用の推進
- ・循環型社会の実現
- ・グリーンインフラの展開

⑥ 住民と行政の共創による都市づくり

- ・奈良モデルの推進
- ・多様な主体の参画による都市づくりの推進
- ・エリアマネジメントの推進

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

3. 市町村と連携したまちづくりの推進

まちづくり連携協定について

「奈良モデル」(県と市町村の連携・協働)の1つとして、県と市町村との連携・協働により、まちづくりを推進

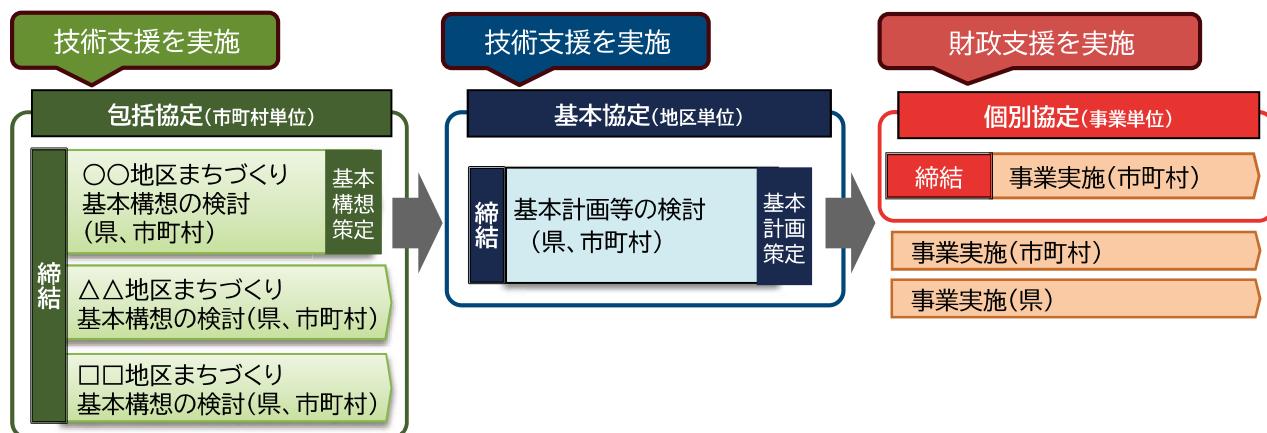
人口の急激な減少と高齢化が進む中、地域の活力を維持・向上させながら、様々な世代の住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要です。そのためには、地域の中心となる拠点での都市機能の集積や低未利用地の活用、地域資源を活かした取組等により、賑わいのある住みよいまちづくりを進めていくことが必要です。

県では、広域的な観点から、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じて機能の充実や強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することにより、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指しています。

まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県のまちづくりに関する方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施しています。

まちづくり連携協定の進め方

プロジェクトの進捗に合わせ、段階的に協定を締結し、市町村のまちづくりを支援



まちづくり連携協定の財政支援

包括協定、基本協定、個別協定の各段階で財政支援を実施し、市町村のまちづくりを支援

	包括協定	基本協定	個別協定
県の支援	◆基本構想・基本計画策定への補助 市町村負担額の 1/2を県が補助 等		◆ハード事業への補助 市町村負担額の 1/4を県が補助 等 ◆ソフト事業への補助 市町村負担額の 1/2を県が補助 等

まちづくり連携協定の締結状況

27市町村(55地区)と包括協定を締結(令和5年7月末時点)



【平成26年度締結】

天理市、大和郡山市^{※1}、桜井市、奈良市、五條市、橿原市^{※2}

【平成27年度締結】

大和高田市、高取町、御所市、三宅町、明日香村、宇陀市、大淀町

【平成28年度締結】

川西町、王寺町、御杖村、川上村、広陵町、東吉野村、十津川村

【平成29年度締結】

田原本町、上北山村、吉野町、斑鳩町

【平成30年度締結】

山添村、下北山村、黒滝村

※1:本協定に基づく「近鉄郡山駅周辺のまちづくり」はP.44

※2:本協定に基づく「県立医科大学周辺のまちづくり」はP.46

市町村と連携したまちづくりの事例

庁舎整備



大和高田市 シビックコア周辺地区
(市庁舎／R3年4月完成)

庁舎整備



五條市 五條中心市街地地区
(合同庁舎・賑わい空間／R3年7月完成)

参道整備



桜井市 長谷寺門前町周辺地区
(桜馬場／R3年9月完成)

駅前整備



川西町 近鉄結崎駅周辺地区
(西口公園／R4年3月完成)

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

4. 近鉄郡山駅周辺のまちづくり

近鉄郡山駅 周辺について

奈良県・大和郡山市・近畿日本鉄道株式会社の三者が相互に連携・協力しながら、取組を推進

現在の近鉄郡山駅の駅前には送迎スペースがなく、バスロータリーが離れているなど、交通処理機能上の課題を抱えています。また、自動車、自転車、歩行者が錯綜するなど、交通安全面の問題も抱えています。加えて、賑わいづくりのためには、駅前にイベントが開催できる場や気軽に人が集まる場の確保が求められています。

これらの課題を改善するため、奈良県と大和郡山市は令和元年度に、「城下町の風情を活かし、歩いて健康に暮らすことができるまちづくり」をコンセプトとした「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」を策定。本計画に基づき、駅舎の移設や周辺整備に関する検討を進めてきました。

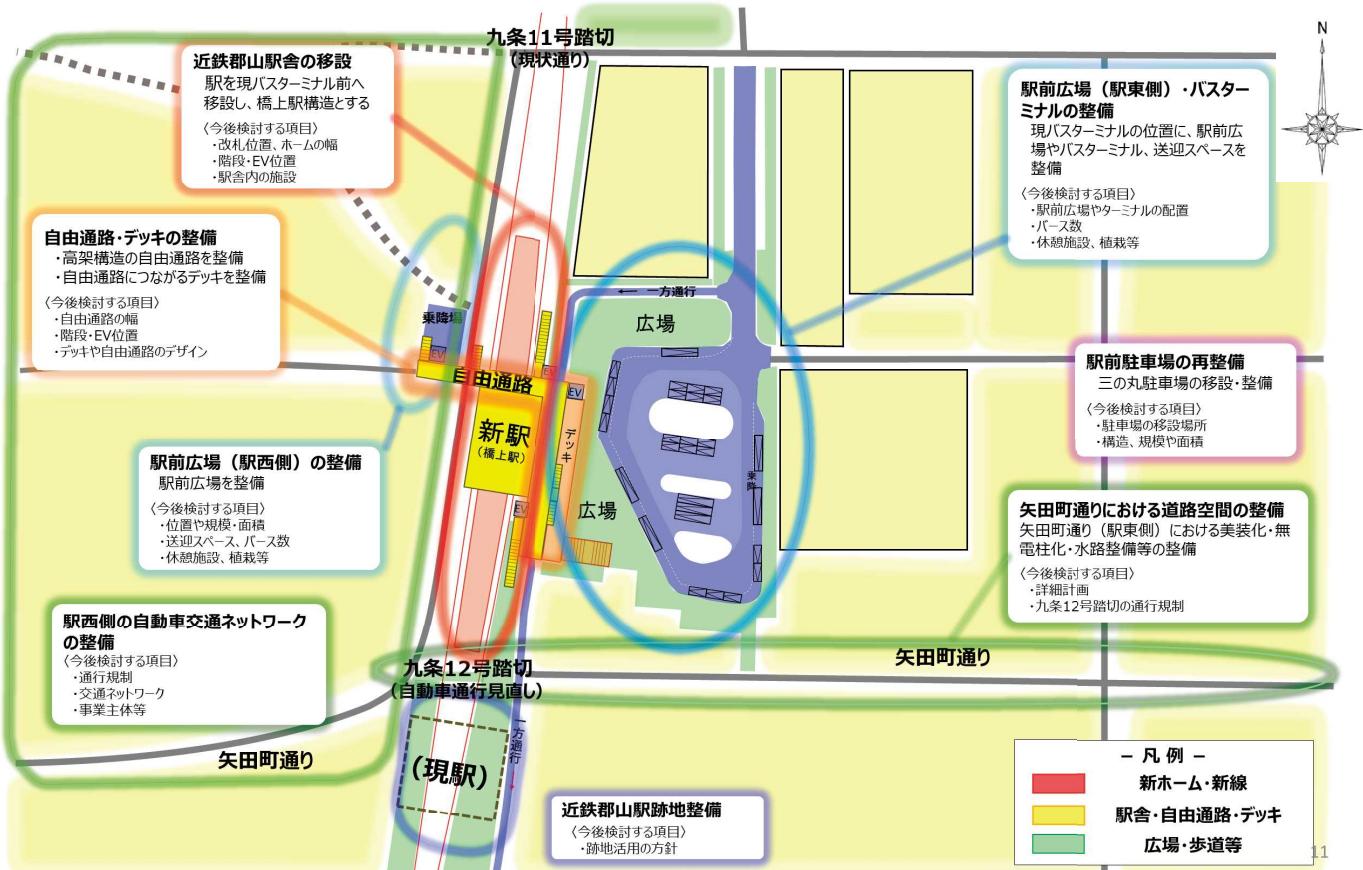
令和4年度に入り、県も補助する形で市が実施した概略設計が取りまとまったことを踏まえ、近鉄も加えた三者で、事業推進の枠組みを決めるための協議を精力的に進めてきたところです。



▲現在の近鉄郡山駅前広場の様子



▲自動車、歩行者等が錯綜している様子



近鉄郡山駅移設 三者協定の締結

▶ 近鉄郡山駅の移設に関し、役割分担や費用負担といった事業推進の基本的な枠組みで合意

協議の結果、近鉄郡山駅の移設に関し、役割分担や費用分担といった事業推進の基本的な枠組みで合意に至ったことから、令和5年2月3日、三者で、近鉄郡山駅移設に関する基本協定を締結しました。

<基本協定の主な内容>

①駅の移設〔新たな橋上駅舎の整備等〕は、近鉄が施行。

費用(40億円強となる見込み※)は、国庫補助を活用の上、県・市・近鉄の三者で均等に負担。

②駅前広場・歩行者デッキ等の駅周辺施設の整備は、市が施行。

費用は、まちづくり連携協定制度に基づき、県・市で、負担額について定める個別協定を別途締結。

(上記①②を合わせた全体事業費は、100億円強の見込み※)

※市が実施した概算設計による

今後の取組

関係者が連携し、令和12年度(2030年度)の新駅舎供用開始を目指して取組みを推進します。

TOPIC

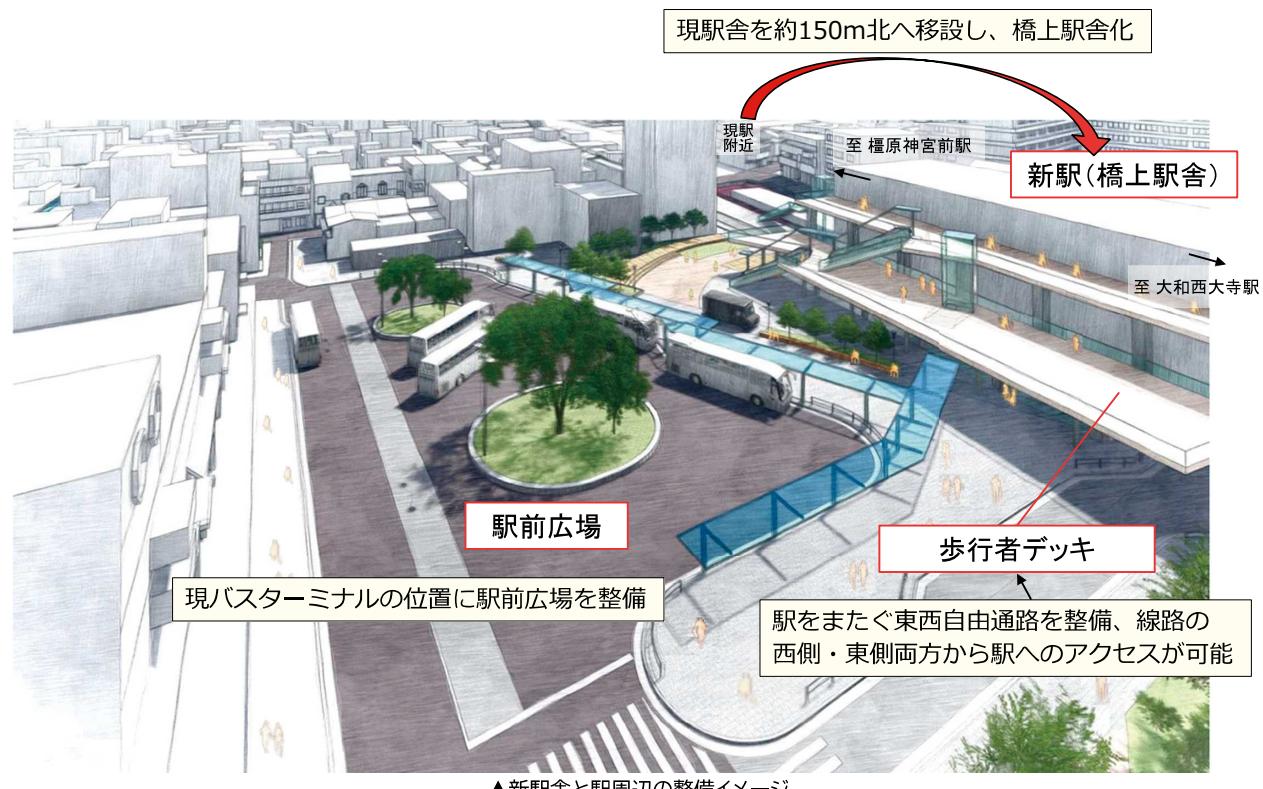
1. まちづくりの機運醸成

駅移設にかかる県・市・近鉄の三者協定締結(令和5年2月)を受け、事業推進に係る機運醸成を図るためにセミナーやまちづくり検討会等を開催します。

2. 駅周辺の整備

大和郡山市において、駅前広場や自由通路等の整備に向けた調査を開始します。

→まちづくり連携協定に基づき、令和6年度以降、市に対し県から財政支援を行います。



IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

5. 県立医科大学周辺のまちづくり

県立医科大学 周辺について

▶ 新キャンパスの整備に合わせ、新駅の設置を含む
まちづくりを推進

県立医科大学では、施設の老朽化・狭隘化に対応するため、約1km南西の新キャンパス(旧農業研究開発センター敷地)に、教育・研究部門を移転し、移転後の現キャンパスにおいて、新外来棟整備等の附属病院機能の充実を進めています。

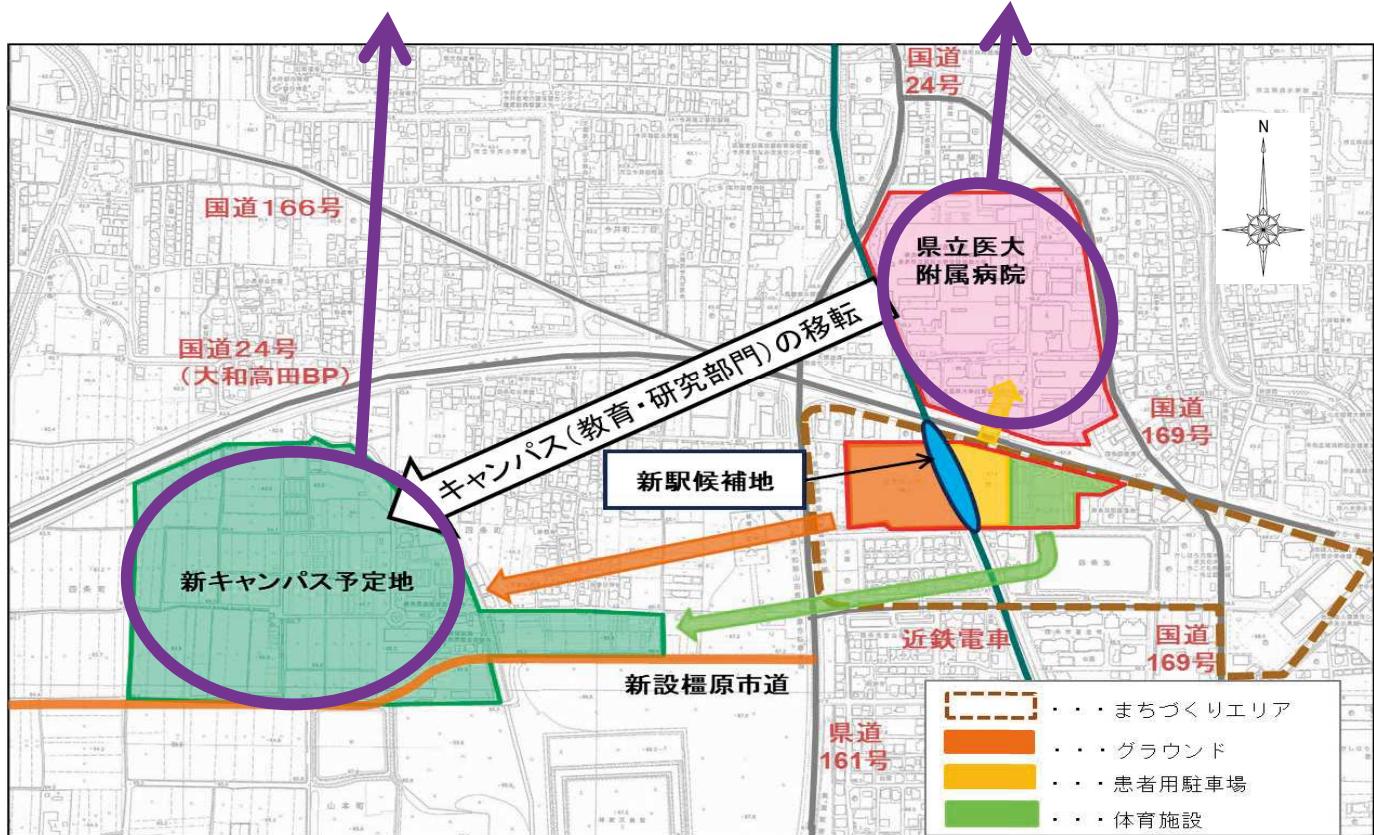
新キャンパスへの移転(教育・研究部門)により、近鉄橿原線沿いに、附属病院に隣接するまとまった空地ができることから、「医大隣接の利点を活かした新駅設置による賑わいのある健康増進のまち」をテーマとするまちづくりを検討しています。



▲新キャンパス先行整備(イメージ)



▲新外来棟等附属病院の整備(イメージ)



県立医大附属病院南側地区のまちづくり 四者協定の締結

県・県立医科大学・橿原市・近畿日本鉄道株式会社の四者が相互に連携・協力しながら、取組を推進

県立医科大学附属病院南側地区のまちづくりに関する取組を、相互に連携・協力しながら推進するため、令和4年11月29日、県、県立医科大学、橿原市、近鉄の4者で連携協定を締結しました。

<取組事項>

①新駅の設置に関すること

八木西口駅の廃止を条件とせず、令和5年度中の費用負担を含む基本事項の合意を目指し、協議

②新駅から奈良県立医科大学附属病院へのアクセスに関すること

整備を検討している医大附属病院新外来棟を現医大キャンパス敷地南側に設置するものとして検討

③公的施設の整備及び民間施設の誘致に関すること など

今後の取組

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が開催される予定の令和13年を目標に、新駅の供用及びまちびらきを目指し、関係者が連携して取組を推進します。

TOPIC

1. 新駅の設置に向けた検討

令和5年度中に、費用負担等の基本事項について、近鉄や橿原市と合意することを目指し、協議を進めます。

2. まちづくりの検討

関係者で協議を進め、新駅から附属病院新外来棟へのアクセスや、公共施設の整備・民間施設の誘致等、まちづくりの計画を具体的に検討します。



▲整備方針案

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

6. 子供の通学通園路の安全確保

暮らしを支える 交通安全対策

県民の生活を守り、道路の安全・安心の確保に関する取組を推進

通学中の児童を巻き込む痛ましい交通事故の発生を受け、通学路をはじめとする身近な生活道路の交通安全性の向上がますます求められています。

また、近年では、高齢者の事故の増加など、新しい課題に対応していくことも重要です。

このような現状を踏まえ、以下の内容に重点的に取り組んでいます。

通学通園路の安全確保

平成24年に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が突入する事故を契機に、関係者で通学通園路の合同点検を実施するとともに、県内全市町村で「**通学路交通安全プログラム**」を策定しました。以降、同プログラムに基づき、関係者で定期的に通学通園路の合同点検を実施し、対策が必要な箇所の抽出を行い、その整備を進めることで、継続的な安全対策を図っています。



▲通学通園路の合同点検の様子



▲通学通園路の合同点検で対策が必要となった箇所



▲歩道を設置することで、児童の歩行空間を確保
(国道369号 宇陀市櫛原檜牧)

効率的・効果的な交通安全対策

令和4年3月に、国土交通省と警察庁が合同で、過去4年間(平成27年～平成30年)に発生した交通事故の発生状況等から、事故危険箇所として県内58箇所を指定しました。事故危険箇所における死傷事故の発生を抑制するため、集中的な交通事故対策に取り組んでいます。

また、歩行空間が確保されていない通学路や、駅、病院等の周辺道路について、安心して通行できるように、歩行空間の整備を進めています。

事故危険箇所



右折車が交差点中心寄りに待機し対向車と衝突



右折レーンを設置し衝突の危険性を軽減

▲国道370号(五條市西阿田町)

歩行空間の整備



段差があり、高齢者等の通行に支障



段差を解消し、円滑な歩行空間を確保

▲歩道設置(国道166号 葛城市尺土)

“こんな体験できる!!” 若手職員の声

(県土マネジメント部 郡山土木事務所 Y主事(入庁1年目))

8月に生駒市で実施された通学通園路の合同点検に参加しました。教育委員会・学校職員、保護者や見守りに係わる地域住民、警察、市の土木職員の方々と一緒に、現場を確認しながら、対策方針について、話し合いを行いました。

入庁してからまだ日が浅かったのですが、実際に通学通園路を見て回り、色々な立場の方からお話を聞くことができ、とても勉強になった体験です。



▲合同点検中の風景

令和5年度事業内容

▶ 通学通園路の安全確保、交通事故防止等のため交通安全施設の整備に取り組みます。

TOPIC

1. 通学路合同点検結果を踏まえた防護柵の設置や路側帯、交差点のカラー舗装化等、交通安全施設の整備・更新を推進
2. 警察や市町村等の関係機関と連携しつつ、生活道路や通学路における歩行者等の安全を確保するための「ゾーン30」の対策を推進
3. 事故危険箇所や歩行空間の整備が必要な箇所等の整備を推進

道路管理者の通学通園路の安全を確保するための改善対策例



▲防護柵設置(県道島田藤井線王寺町本町)

▲路側帯のカラー舗装化(国道309号 大淀町下渕)

▲交差点のカラー舗装化(県道山稲王寺線 王寺町本町)

コラム ゾーン30プラスの取り組み

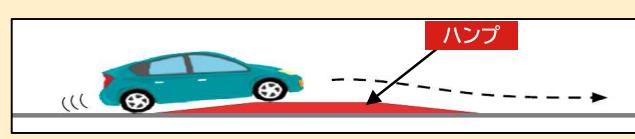
ゾーン30プラスとは

【ゾーン30】 + 【物理的デバイス】 = 【ゾーン30プラス】

警察と道路管理者が連携して、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスを適切に組み合わせ、生活道路における交通安全の向上を図ろうとする区域です。



【物理的デバイスの(例)】



▲物理的デバイスイメージ

奈良女子大周辺地区

令和5年度にゾーン30区域(奈良女子大周辺地区)の県道谷田奈良線(奈良市法蓮町)において、スムーズ横断歩道の整備や各種交通安全対策を実施し、生活道路のさらなる安全向上に努めています。



▲県道谷田奈良線(奈良市法蓮町)

▲スムーズ横断歩道の整備イメージ

※写真は、令和3年度の社会実験時のスムーズ横断歩道(仮設ハンプ)

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

7. 道路の無電柱化

無電柱化の目的

無電柱化は、「防災」、「景観形成・観光振興」、「県と市町村とのまちづくり」等の観点から推進しています。



▲台風で倒壊した電柱が道路を塞いでいる
(出典:国土交通省ウェブサイト)



▲歴史ある街並みを電柱・電線が阻害
(県道から甘樫丘を望む)

奈良県無電柱化推進計画

平成28年に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、奈良県では、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた『奈良県無電柱化推進計画(令和元年10月)』を策定しました。

『奈良県無電柱化推進計画』に基づき防災や景観形成・観光振興、県と市町村とのまちづくり等の観点から、無電柱化の取組を進めています。

▶ 無電柱化の対象道路

特に①、③、④を重点的に推進しています。

観 点	内 容	主な事業箇所
① 防災	・緊急輸送道路(第一次、第二次) ・避難路	・(都)西九条佐保線 ・国道168号[王寺道路] ・国道168号[香芝王寺道路] 等
② 安全・円滑な交通確保	・パリアフリー新法の特定道路、生活関連経路 ・鉄道駅等の交通結節点 ・通学路の要対策箇所	
③ 景観形成・観光振興	・世界遺産や歴史的・文化的風土を形成する地域などにおいて、良好な景観形成や観光振興のために必要な道路	・県道橿原神宮東口停車場飛鳥線(R3.8 抜柱済み) 等
④ 県と市町村とのまちづくり	・県と市町村とのまちづくりを進める上で、無電柱化が必要な取り組みとされる道路	・県道三輪山線 ・(都)城廻り線 等
⑤ 面整備事業等にあわせた無電柱化	・面整備事業や大規模な開発事業において開発者等、事業者の理解と協力が得られる道路	

道路の無電柱化の実施

『奈良県無電柱化推進計画』の計画期間(5箇年)においては、県管理道路の約19kmの無電柱化事業に着手(事業中の箇所を含む)することとしており、計画に基づき、約19kmの無電柱化事業に着手しました。これまでに、約6.3kmで工事に着手し、そのうち約3.5kmが完了しています。

【R4年度に電線共同溝工事が完了した箇所】

▼県道木津横田線(奈良市・JR奈良駅前)



整備前



整備後

今後、電線類を
地中化・抜柱予定

【電線類地中化の事例】

▼県道橿原神宮東口停車場飛鳥線(明日香村)



整備前



整備後

R3年に電線類を
地中化・抜柱

令和5年度事業内容

TOPIC

防災の観点から、新たに約14kmの無電柱化事業に着手

国道168号(生駒市)
中和幹線(香芝市)
県道大和郡山広陵線、県道大和郡山環状線(大和郡山市)



▲中和幹線(香芝市)整備前

▼上記以外にも以下の箇所で無電柱化を推進しています

防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進中

国道168号(王寺町、香芝市)
国道308号(奈良市・四条大路付近)
(都)西九条佐保線(奈良市)
(都)大安寺柏木線(奈良市)
(都)奈良橿原線(奈良市・JR奈良駅前)

県と市町村とのまちづくり

各地区におけるまちづくりを進める上で、必要な取組として無電柱化を推進中

県道三輪山線(桜井市・大神神社参道周辺)
(都)畝傍駅前通り線(橿原市・JR畝傍駅付近)
(都)城廻り線(大和郡山市)



▲県道三輪山線(桜井市三輪)

コラム

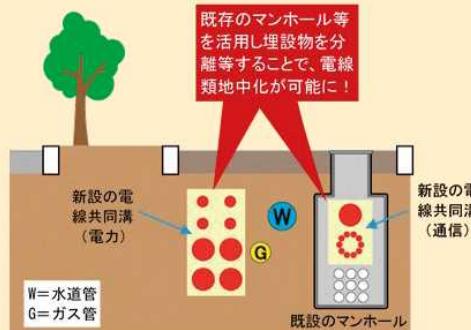
無電柱化における既存ストックの活用

無電柱化における既存ストック^{※1}の有効活用を図るために、令和4年12月に協定を締結しました。この協定により、電線共同溝^{※2}工事における、事業費の縮減や工期の短縮が期待できます。

〈通常の電線共同溝整備の場合〉



〈既存ストック活用による整備の場合〉



※1:既存ストックとは、電線共同溝を構築する際に、既存施設の中で電線共同溝として利用可能な施設のこと

※2:電線共同溝とは、電線の設置および管理を行うため、道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと

IV. 安全・安心な地域づくり、くらしやすいまちづくり

8. 奈良県の住まい方改善

持続可能な暮らしの確保

地域の特性にあわせた「住まいまちづくり」への取組

奈良県には、歴史の古い集落から高度成長期以降に整備された郊外住宅地まで、多様な地域や住宅地があり、成り立ちや立地条件等により地域特性が大きく異なっています。

県と市町村が連携し、地域の状況やニーズをしっかり把握した上で、それぞれの特性に応じた持続可能な「住まいまちづくり」を推進することが必要です。



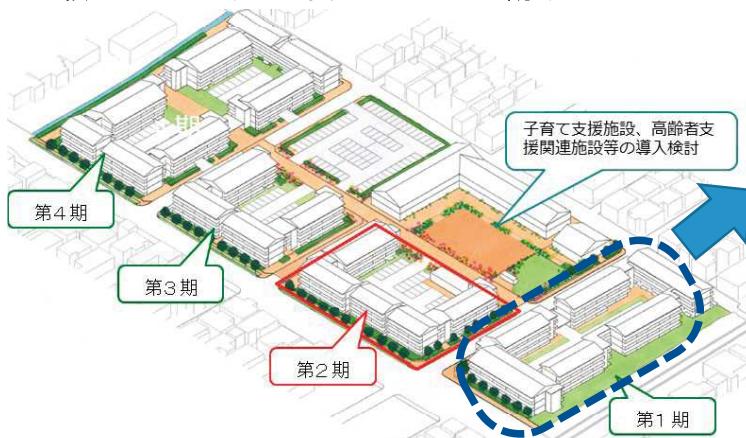
▲【中山間地域・過疎地域取組事例(高森の家 十津川村) 2017年アジア都市景観賞受賞】

増加する空き家への対策

人口・世帯数の減少により、奈良県内の空き家は、今後も増加する見込みです。利活用されない空き家の増加は、地域コミュニティの活力低下だけでなく、周辺地域の防犯性にも悪影響を与え、住環境の悪化にもつながります。所有者が住宅の将来の管理・活用について早期に意識し、空き家となる前に次世代に引き継ぐことが大切です。

県営住宅の建替を通じたまちづくりの推進

公営住宅は、住宅セーフティネットの核として、低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保のために住宅を供給しています。近年は、建替により集約化した公営住宅を核として、地域に必要なサービスを誘致するなど、まちづくりを展開しています。



【県営住宅桜井団地建替事業全体配置イメージ】



【県営住宅桜井団地第1期竣工写真】

災害時における応急仮設住宅・復興住宅の供給

災害発生時、速やかに被災者の居住の安定の確保を図るため、市町村と連携して、応急仮設住宅・復興住宅の供給を行います。



【復興公営住宅写真(十津川村谷瀬)】

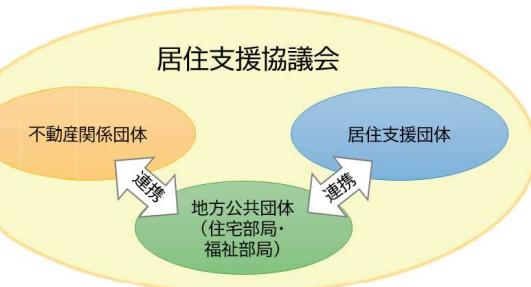


【復興公営住宅写真(十津川村高森)】

住まいを必要とする人を支える

- ▶ 居住支援の推進
- ▶ 県営住宅の供給

高齢者やひとり親世帯等が転居を必要とする際、孤獨死や近隣住民とのトラブル等のリスクから入居を拒まれ、転居先が見つけられないケースが増加し、社会問題となっています。県・市町村の住宅部局・福祉部局、不動産業者や福祉事業者が参画する「奈良県居住支援協議会」を設置し、住まいにおける課題を共有・検討することで、全ての人が安心して生活できる住まいの確保に取り組んでいます。



【居住支援協議会イメージ図】

令和5年度事業内容

- ▶ 令和5年度は市町村と連携し、空き家対策を推進します。

TOPIC

1. 奈良県空き家対策連絡会議の開催

「空き家にしないための予防」「周辺地域に悪い影響を及ぼす空き家の除却」「空き家の利活用」の三つの観点からの取り組みを推進するために「奈良県空き家対策連絡会議」を開催し、市町村と連携します。



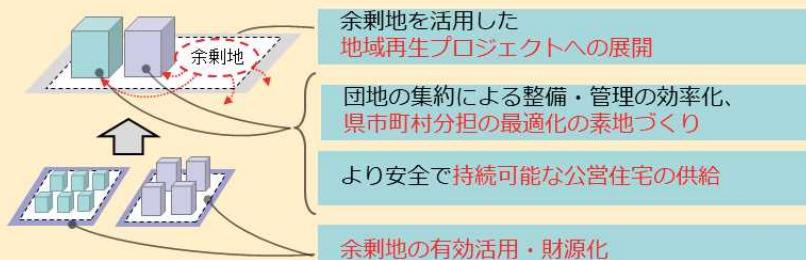
【空き家活用事例(黒滝村)】

- ▶ 令和5年度も老朽化した県営住宅の環境改善を引き続き実施します。

TOPIC

2. 県市連携による公営住宅建替事業モデルの構築(御所市)

令和5年2月に奈良県と御所市は、持続可能で暮らいやすいまちづくりの実現に向けた県市連携による公営住宅の建替の推進に関する連携協定を締結しました。連携協定に基づき、円滑な建替事業の実施及び建替後の余剰地の有効活用を検討します。



【県市連携による建替イメージ図】

3. 県営住宅建替による拠点整備(桜井市)

令和5年度では、第2期事業区域の造成工事を実施予定です。桜井市とのまちづくり包括協定を踏まえ、市と協働して建替を通じたまちづくりに取り組んでいきます。